

東武鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（ダイヤ改正に伴う改正）

改 正	現 行
<p>(前略)</p>	<p>(前略)</p>
<p>(用語の意義および記号) 第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p>	<p>(用語の意義および記号) 第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(4) 「特急列車等」とは、特別急行列車・直通特別急行列車・S L列車・D L列車・T JライナーおよびTHライナーをいう。</p>	<p>(4) 「特急列車等」とは、特別急行列車・直通特別急行列車・S L列車・D L列車およびT Jライナーをいう。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(6) 「特急券等」とは、特別急行券・S L座席指定券・D L座席指定券・T Jライナー座席指定券・THライナー座席指定券・個室券および直通特別急行列車に乗車する場合の連絡特別急行券・連絡個室券をいう。</p>	<p>(6) 「特急券等」とは、特別急行券・S L座席指定券・D L座席指定券・T Jライナー座席指定券・個室券および直通特別急行列車に乗車する場合の連絡特別急行券・連絡個室券をいう。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

改正

現行

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(中略)

(中略)

特別急行券

- 伊勢崎線関係特別急行券
  - 日光線関係
  - 平日特別急行券
- 日光線関係特別急行券
  - 日光線関係
  - 土休日特別急行券
- 特別急行券
- スカイツリートレイン特別急行券
- リバティ特別急行券
- スカイツリーライナー特別急行券
- アーバンパークライナー特別急行券
- 連絡特別急行券

- 伊勢崎線関係特別急行券
  - 日光線関係
  - 平日特別急行券
- 日光線関係特別急行券
  - 日光線関係
  - 土休日特別急行券
- 特別急行券

(2) 特急券等

(2) 特急券等

座席指定券

- S L 座席指定券
- D L 座席指定券
- T J ライナー座席指定券
- T H ライナー座席指定券**

個室券

- 平日個室券
- 土休日個室券
- 連絡個室券

個室券

- 平日個室券
- 土休日個室券
- 連絡個室券

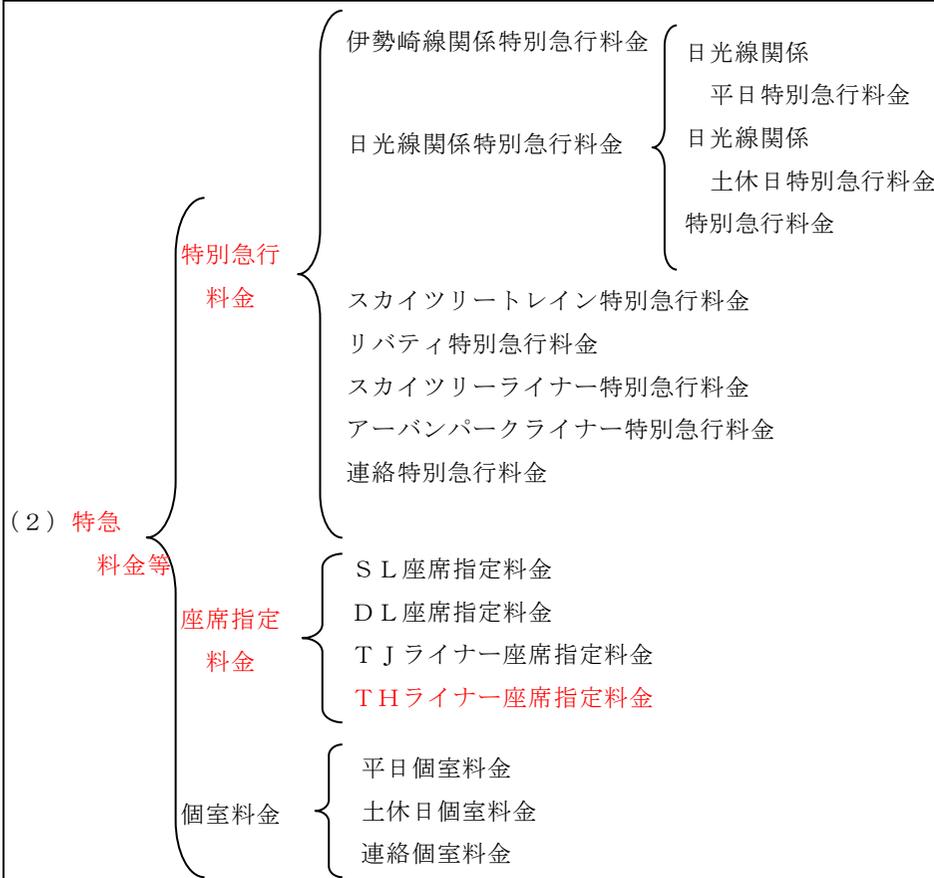
(中略)

(中略)

改 正	現 行
<p>(特急券等の発売)</p> <p>第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、<b>乗車前に</b>乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。</p> <p>(中略)</p>	<p>(特急券等の発売)</p> <p>第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。</p> <p>(中略)</p>
<p>(特急券等の発売の特例)</p> <p>第57条の3 特急列車等に、係員の承諾を得ずに、かつ事前に特急券等を購入せずに乗車した旅客に対しては、第57条の規定にかかわらず、特急列車等の車内で、特急券等を発売することがある。ただし、この場合、車両・座席および個室の指定を省略することがある。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第64条 削除</p>	<p>(乗車券および特急券等の関連発売)</p> <p>第64条 特急列車等に乗車する旅客に対して発売する特急券等は、団体乗車券または貸切乗車券によって発売する場合を除き、特急列車等の乗車に必要な乗車券と同時に購入する場合、または呈示した場合に限って発売する。</p>
<p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p>第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p>第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(中略)</p>

改正

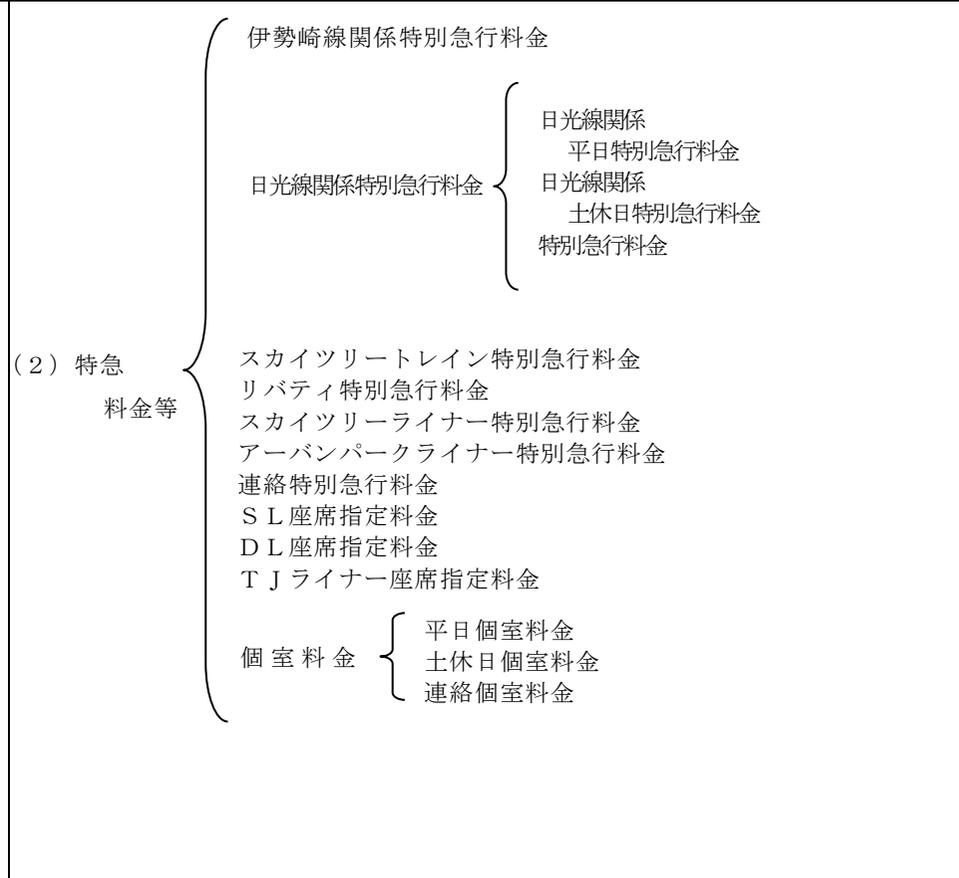
現行



(中略)

(大人特急料金等)  
第125条 大人特急料金は、次のとおりとする。

(中略)



(中略)

(大人特急料金等)  
第125条 大人特急料金は、次のとおりとする。

(中略)

改正

(6) THライナー座席指定料金

25kmまで 370円

26km以上 470円

「THライナー」号と表示して、運転する列車

- (7) 個室料金 { 平日個室料金 1 個室3,150円
- 土休日個室料金 1 個室3,770円
- 連絡個室料金 1 個室3,150円

利用人員の多少にかかわらず均一料金とし、平日および土休日の区分は第1号と同様とする。

2 第57条の3により、THライナー座席指定券を発売する場合は、前項第6号で定める料金に200円を加算した額とする。

(特定特急料金等)

第125条の2 前条の規定にかかわらず、浅草・久喜間、浅草・幸手間および浅草・大宮間の停車駅相互発着となる特急料金等は、40km までに相当する額とする。

(中略)

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃の割引等を行なう乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第7号および第9号に規定する表示については裏面)に、ゴム印の押なつ等によって、次の各号に定める記号等の表示を行なう。ただし、特に設備する乗車券類および第8号に規定する表示については、これと異なる表示をし、またはこの表示を省略することがある。

(中略)

(10) 第63条の規定により関連発売する個室券に対するもの  
特別急行券と関連発売するもの



現行

- (6) 個室料金 { 平日個室料金 1 個室3,150円
- 土休日個室料金 1 個室3,770円
- 連絡個室料金 1 個室3,150円

利用人員の多少にかかわらず均一料金とし、平日および土休日の区分は第1号と同様とする。

(特定特急料金等)

第125条の2 前条の規定にかかわらず、浅草・久喜間、浅草・杉戸高野台間および浅草・大宮間の停車駅相互発着となる特急料金等は、40km までに相当する額とする。

(中略)

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃の割引等を行なう乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第7号および第9号に規定する表示については裏面)に、ゴム印の押なつ等によって、次の各号に定める記号等の表示を行なう。ただし、特に設備する乗車券類および第8号に規定する表示については、これと異なる表示をし、またはこの表示を省略することがある。

(中略)

(10) 第63条の規定により関連発売する乗車券に対するもの  
イ 特別急行券・SL座席指定券・DL座席指定券およびTJライナー座席指定券と関連発売するもの

改正	現行
(中略)	(中略)
<p>(座席指定券の様式)  第212条の2 座席指定券の様式は、次のとおりとする。  (1) 補充S L座席指定券  (2) 補充D L座席指定券</p>	<p>(S L座席指定券の様式)  第212条の2 S L座席指定券の様式は、次のとおりとする。  補充S L座席指定券</p>
<p>第212条の3 削 除</p> <p>(中略)</p>	<p>(D L座席指定券の様式)  第212条の3 D L座席指定券の様式は、次のとおりとする。  補充D L座席指定券</p> <p>(中略)</p>
<p>(車内特急券等の様式)  第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(車内特急券等の様式)  第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(3) 座席指定用(駅名式大人小児用)  イ S LおよびD L座席指定用  ロ THライナー座席指定用</p>	<p>(3) S L大樹およびD L大樹座席指定用</p>
(中略)	(中略)
<p>(特急券等所持の旅客に対する乗車変更の取扱制限等)  第244条 特急券等を所持の旅客が、乗車変更を請求した場合は、変更しようとする列車に相当の座席があるときに限って取扱う。  2 第63条の規定によって関連発売した乗車券類を所持する旅客が、これらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、関連発売をした乗車券類の全部を呈示し、その乗車券類以外の乗車券類 についても必要な乗車変更または特急料金等の払いもどしの取扱いを 受けなければならない。</p>	<p>(特急券等所持の旅客に対する乗車変更の取扱制限等)  第244条 特急券等を所持の旅客が、乗車変更を請求した場合は、変更しようとする列車に相当の座席があるときに限って取扱う。  2 第64条の規定によって関連発売した乗車券類を所持する旅客が、これらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、関連発売をした乗車券類の全部を呈示し、その乗車券類以外の乗車券類 についても必要な乗車変更または特急料金等の払いもどしの取扱いを 受けなければならない。</p>
(中略)	(中略)

改正	現行
<p>(乗車券類変更)</p> <p>第248条 普通乗車券（普通乗車券相互間の変更を含む。）または特急券等を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ駅係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限ってその乗車券類から同種の他の乗車券類に変更（特別急行券・<b>座席指定券</b>相互および個室券相互間の変更を含む。）（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、列車が変更となる特急券等については、その券面に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(乗車券類変更)</p> <p>第248条 普通乗車券（普通乗車券相互間の変更を含む。）または特急券等を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ駅係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限ってその乗車券類から同種の他の乗車券類に変更（特別急行券・SL座席指定券・DL座席指定券・TJライナー座席指定券相互および個室券相互間の変更を含む。）（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、列車が変更となる特急券等については、その券面に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。</p> <p>(中略)</p>
<p>(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)</p> <p>第266条 第264条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、その旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅または接続列車のある場合でその接続列車に乗りしたことが明らかなきは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。</p>	<p>(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)</p> <p>第266条 第264条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、その旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。または接続列車のある場合でその接続列車に乗りしたことが明らかなきは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。</p>
<p>(特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の収受)</p> <p>第267条 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。</p> <p><b>2 前項の規定により増料金を収受する場合、THライナー座席指定券を所持せずに乗車した旅客に対しては、第125条第2項に定める料金をあわせて収受する。</b></p> <p>(中略)</p>	<p>(特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の収受)</p> <p>第267条 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。</p> <p>(中略)</p>
<p>(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となったときは、その</p>	<p>(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となったときは、その</p>

改正	現行
<p>乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）のときに限ってこれを駅にさし出して、すでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき150円（連絡運輸の場合は、220円）を支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が、往復または連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券で、往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、すでに収受した往復旅客運賃または連続旅客運賃から、すでに使用した往片等の券片に対する無割引の普通旅客運賃をさし引いた残額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特急料金等の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、特急券等（団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。）が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。</p> <p>なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 野岩線・会津線連絡にかかる場合 1枚につき100円。  (5) 東京地下鉄線連絡にかかる場合 1枚につき100円。</p>	<p>乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）のときに限ってこれを駅にさし出して、すでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき150円（連絡運輸の場合は、220円）を支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が、往復または連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券で、往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、すでに収受した往復旅客運賃または連続旅客運賃から、すでに使用した往片等の券片に対する無割引の普通旅客運賃をさし引いた残額とする。</p> <p>3 第64条の規定によって関連発売をした普通乗車券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって関連発売をした特急券等を同時に提出し、指定列車がその乗車駅を出発する時刻までのものにあつては、これらの料金の払いもどしを請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特急料金等の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、特急券等（団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。）が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。</p> <p>なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 野岩線・会津線連絡にかかる場合 1枚につき100円。</p>

改 正	現 行
(以下略)	2 第64条の規定によって関連発売をした特急券等の料金の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって関連発売をした普通乗車券を同時に呈示しなければならない。  (以下略)

附則

この通達は、2020年5月30日から施行する。